

経済労働局関係事業に係る川崎市後援名義等の使用承認事務取扱要綱

(平成18年8月30日18川経庶第399号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、民間団体、民間企業等（以下「団体等」という。）が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、団体等から後援、協賛、共催の名義（以下「後援名義等」という。）の使用の申請があった場合の経済労働局における使用承認基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「後援」、「協賛」は、団体等が主催する事業等の趣旨に経済労働局が賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援するものをいい、また、「共催」は、団体等と経済労働局がともに事業等の主体となって実施するものをいう。いずれの名義を使用するかは、主催者の要望も勘案して、十分検討して承認するものとする。

(申請)

第3条 後援名義等の使用承認を受けようとする団体等は、申請書（様式1）もしくはそれに準ずる内容を具備した書類等を提出するものとする。ただし、共催に係る事業等であって、事業等の実施に伴う決裁において共催名義の使用を既に伺っている場合はこの限りではない。

(使用承認基準)

第4条 経済労働局が後援名義等の使用を承認することのできる事業等は、後援名義等の使用が経済労働局の施策の推進に寄与すると認められるもので、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

(1) 団体等の所在が明確で、事業遂行能力が十分にあること。

- (2) 団体等が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (3) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (4) 原則として川崎市内在が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等又は本市のイメージアップが期待できる事業等である場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援名義等の使用承認を行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 市の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 市の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (4) その他、市の行政の運営に関する一般方針に反するもの
(承認等)

第5条 後援名義等の使用申請及び変更申請に対し、承認または不承認とするときは、次に掲げる各号の条件を付した通知書（様式2）をもって、団体等に通知するものとする。

- (1) 承認の通知の後においても、使用承認基準に適合しない事実が判明するなど取り消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことができる。
- (2) 上記の場合において、団体等が損害を受けても市は一切賠償の責めを負わない。
- (3) 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理をしなければならない。
- (4) 事業目的・期間・手法等の事業計画に変更が生じた場合には、市長に

変更内容を提出し、承認等を受けなければならない。なお、事業等が中止となる場合には、その旨の届出により代えることができる。

(変更)

第6条 市長は、前条第1項第4号の変更内容を受理したときは、第4条に規定する基準に基づいて審査し、第5条の規定に基づき団体等に通知するものとする。なお、事業等の中止の届出に対しては、通知を省略することができる。

(承認の取消し)

第7条 後援名義等の使用承認後において、第4条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、又は第4条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したときは、その承認を取り消すことができるものとし、取消し理由を付した通知文をもって承認を受けたものに対して通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

年 月 日

経済労働局関係事業に係る川崎市後援名義等申請書

(宛先) 川崎市長

(申請者) 団体等名称

代表者氏名

所在地

次の事業等について、経済労働局関係事業に係る川崎市後援名義等の使用承認事務取扱要綱第3条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業等の名称	
使用希望の名義	<input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> その他 ()
事業等概要	別添の事業計画書及び収支予算書等に記載のとおり
団体等の担当者 (上記申請者と同一の項目は省略可)	所 属 氏 名 所 在 地 電話番号 メールアドレス

関係書類として次の書類を添付すること

- (1) 事業計画書 (目的・内容・対象・期間・場所等を記載)
- (2) 収支予算書 (参加者から費用を徴収する場合は、徴収の額及び目的を記載)

経済労働局が必要と認める場合には次の書類のいずれかについても添付すること

- (1) 規約、会則、定款、その他これらに類するもの
- (2) 団体等の活動実績
- (3) その他

様

川崎市長

本市後援名義等使用に係る (変更) 承認通知書・不承認通知書

年 月 日付け川崎市____名義の 使用・変更 申請につきまして、経済労働局関係事業に係る川崎市後援名義等の使用承認事務取扱要綱第5条第1項の規程により、次のとおり 承認・不承認 を通知します。

1 対 象 年 月 日付け申請書等に記載のとおり

■承認の場合

2 経 費 本市は、本通知に基づいた費用負担は行わない。

3 条 件

- (1) 承認の通知の後においても、使用承認基準に適合しない事実が判明するなど取り消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことができる。
- (2) 上記の場合において、団体等が損害を受けても市は一切賠償の責めを負わない。
- (3) 事業等を行うにあたって生じた事故、災害等については、団体等が一切その責任において処理をしなければならない。
- (4) 事業目的・期間・手法等の事業計画に変更が生じた場合には、市長に変更内容を提出し、承認等を受けなければならない。なお、事業等が中止となる場合には、その旨の届出により代えることができる。

■不承認の場合

2 理由

(経済労働局 担当)

電話 044-

メール